

2019年12月16日

2020年 3月18日

託送料金訴訟今後の検討の一つとして

「『一般負担金の過去分』は2016年の経産省によって捏造されたものである」他について

東原 栞

このテーマ（「一般負担金の過去分」は2016年の経産省によって捏造されたものである）は、『〈注記〉一覧』77pからの〈注41〉に記しました。

訴訟でおそらく国は「2011年の原子力損害賠償・廃炉支援機構法で『一般負担金』を法制化した。一般負担金の具体化は主務省令で定めるもの。その過去分を省令で定めることは何の問題もない」等と主張してくるだろうから、それを論駁する主材料の一つとして、このテーマの検証が必要になるだろうとの認識からです。

「一般負担金の過去分」を「賠償負担金」として制度化した2016年有識者委員会における経産省の悪誘導〈注40〉、賠償負担金（一般負担金の過去分）算定根拠の不合理さ〈注42〉と併せて、訴訟の中で追及できるまで、この論拠と証拠を確立したいと思っています。

また、この訴訟で問う「国のあり方、国民主権のあり方」に照らして、こうした捏造、あるいは、捏造とまで言えないにしても詐術の問題を、社会的に明らかにできないかとも思っています。

調査と論議は未成熟なので、訴状では「賠償負担金は、……と国は称している。」の表現までとし、以後、論議を継続するとなっていました。以下のとおり、調査をまとめました。よろしく論議をお願いします。

1. 2011年原子力損害賠償支援機構法成立の第177回国会議事録探索から

(1) 経産省が2016年有識者委員会に「一般負担金の過去分」概念を捏造して持ち込んだ、つまり、2011年支援機構法における「一般負担金」がそもそも過去分を指していたのだ、という私の仮説通りならば、2011年に法案が提出された時の国やそれを議論する議員の頭の中もそう（一般負担金とは過去分をさすもの）だったと推定できるので、そうであったかどうか、そうした証拠は見つからないか、当時の議事録を探りました。

(2) 次項と次々項に現時点の探索概括を記しますが、先に断りを一つします。以下のことです。

2011年支援機構法の審議にあたって国は「一般負担金は電力会社相互が将来の事故に備えた保険金のようなもの」と言い、それが今日、「従来の一般負担金は“将来分”で、新たな賠償負担金は“過去分”だ」と主張されるところの理屈になっています。「将来にわたって」という表現は閣議決定文言にもあるのですが、以下の探索

概括のとおり、そう表現すること自体が、支援機構法と「一般負担金」の法律上の工夫でした。

それは、1F事故賠償にあたって、東電を債務超過にしないために東電以外の電力会社にお金を出させる場合に、各社が株主代表訴訟で背任を訴えられないための工夫であった、ということです。そのこと自体が、東電だけが負担する「特別負担金」との関係を含め、あからさまに国会で論じ合われています。それを念頭に、探索概括したことについて論議をお願いします。

(3) また、補足を一つします。探索した2011年の国会論議からは、この捏造問題と絡んで、訴状14頁に記した「(4) 法制度上も法律改正による対応が予定されていた(原子力政策における国の責任や今後のエネルギー政策に関する事項である賠償負担金及び廃炉円滑化負担金の徴収は、法律の制定や改正にて行われることが前提とされていた) こと」(注44～46参照)を根拠付ける材料がふんだんに得られるように思えます。これも念頭に、探索概括したことについて論議をお願いします。

(4) 以下、「2011年第177国会議事録探索」の概括です。

1) 私の仮説にとって否定的と思われる内容。

① 2011年6月14日「閣議決定」中の文言

「……政府は、今回の事態を踏まえ、将来にわたって原子力損害賠償の支払等に対応できる枠組みを設けることとし、東京電力以外の原子力事業者にも参加を求める……」

② 7月11日東日本大震災復興特別委員会での政府参考人(北川慎介内閣官房原子力発電所事故による経済被害対応室長)発言(議事録29p)

「……(一般負担金は)損害賠償を幾らと仮定するかということには当面かわりませず、……」

③ 7月13日東日本大震災復興特別委員会での八木誠電気事業連合会会長発言(議事録3p)

「……本法案では、条文によって、将来の万一のときのリスクに備え、原子力事業の円滑な運営を確保するための相互扶助の仕組みであることが規定されたと受け止めております。なお、本法案の仕組みが福島事故の賠償に適用されることにつきましては、……相互扶助という全体の考え方の中で合理性はある……」

2) 私の仮説にとって肯定的と思われる内容。

① 6月16日参議院経済産業委員会での自民党若林健太議員質問への海江田経産大臣答弁(議事録4p)

(海) 「……過去に遡っての負担金をお願いすることにした。……」

(海) 「……今回はそういう(注: 法案成立前の今回の事故に対応するものは東電の特別負担金が賠償に宛てられるといった形で一般負担金と区分して経理する)議論を採用しなかった。……」

② 6月16日参議院経済産業委員会での(当時の)みんなの党松田公太議員への海江田経産大臣答弁(議事録12p)

(海) 「……(過去の事故に対して、それを保険金で払うのは適切でないとい

う質問に対して) 保険料を払ったのがいつ幾日で事故が起きたのがいつ幾日
というような区分はされていないはずだから、広義の保険と考えていただく
のはそれで構わない……」

- ③ 7月8日衆議院本会議での自民党額賀福志郎議員質問と菅総理大臣答弁（議事録
6～8 p）

(額) 「……原子力事業者に課される負担金について、今回の事故処理と今後の事故への備えとの区分について伺います。……この負担金の性格は不明確であります。政府は、機構の位置づけを、原子力事業者による相互扶助の考え方にに基づき、将来にわたって原子力損害賠償の支払い等に対応できる支援組織とするとのことではありますが、もしそうであるとするならば、この一般負担金は、将来の大規模な原子力事故に起因する賠償補償のために積み立てられるものでなければおかしい……。もし、そうではなくて、一般負担金が既に発生している福島第一原発事故の賠償に充てられるというのであれば、これはどのような考え方に基づくものなのか、事故発生に関係のない他の電力会社がみずからの会社の関係者に説明ができるようにする必要……。今回の賠償や事故処理に必要な資金と今後の備えに必要な資金については、機構において明確に勘定を区分する必要があると思いますが、政府はどのように措置をするつもりなのか……」

(菅) 「……(特別負担金と一般負担金の) 勘定を区分して管理する方法では、事故を起こした事業者に単独で対応することを求めることになります。……結果として、損害賠償や事故処理に支障を来すおそれがあります。さらに、会計上の扱いとして、すべての債務を単独の事業者が直ちに負うことになり、経営が立ち行かなくなるおそれがあります。……(一般負担金の性格や規模について) すべての電気事業者が毎年度負担する一般負担金は、円滑な損害賠償の履行を確保するために必要な金額を、相互扶助の考え方のもとで、共同して負担するもの……」

- ④ 7月8日衆議院本会議での公明党佐藤茂樹議員質問への菅総理大臣答弁（議事録
11 p）

(菅) 「……本法案の対象である原子力事業者は、将来生じる事故のみならず、「既に起こった事故であっても、現に対応の困難さに直面しているものであるならば支援の対象とすべきものと考えた……」

- ⑤ 7月11日衆議院東日本大震災復興特別委員会での民主党柿沼正明議員質問への政府参考人（北川慎介内閣官房原子力発電所事故による経済被害対応室長）答弁（議事録28～29 p）

(北) 「お金の流れは二つございます。一つは、直ちに損害賠償に充てる資金でございまして、……こちらのお金の流れにつきましては……後ほど(一般)負担金という格好で各電力会社から国庫納付されてくる。これは大変大きな時間のずれがございまして、今回の機構は、このずれを利用してお金を回していく……」

(北) 「今の(一般)負担金の積み立て……につきましては、当初は東京電力

の資金援助あるいは国庫納付に充てられますので、積立金というものは発生いたしません。これはまた賠償金全体で管理をする……」

- ⑥ 7月12日衆議院東日本大震災復興特別委員会での自民党梶山弘志議員（注：現経産大臣です）質問と海江田経産大臣答弁（議事録12p）

（梶）「……賠償には膨大な資金が必要になってくる。……どう捻出するかということを当然政府でも、各党も考えた……。政府だけではなくて、やはり同業者、電気事業者にも出してもらおうということになったと思いますけれども、今起こっている事故に対して電気事業者から出してもらうわけにはいかないということで、将来の事故に対しての保険機制的な役割ということで、そういう枠組みの中で、相互扶助という考え方の中での一般負担金だと思っております。しかし、それも使わなければやはり支払いを賄うことができないということで、附則（注：附則第6条）の中で訴求の適用が書かれていて、これらも全部一つで使いましょうということになっている……。ぜひこれは（特別負担金と一般負担金の）勘定を分けるべきだ……」

（海）「……この勘定を分けずに、将来の事故に対する備え、そしてこれまでの事故についても、やはり、お互い相互扶助の立場でやっ払いこうという形でお願いをしている……」

- ⑦ 7月13日衆議院東日本大震災復興特別委員会での梶山弘志議員の八木誠電事連会長への質問と発言（議事録9p）

（梶）「……（特別負担金と一般負担金の）勘定はなかなか分けられない、会計は区分できないまでも、例えば、組織内で当然のことながら区分経理をして貸し借りを明確にするというようなことは電事連さんとしてはお考えなのか……」

（八）～答えにならない答え～

（梶）「……どんぶり勘定になってしまう。……この一般負担金の仕組みがずっと続くとすれば、また特別負担金の仕組みがずっと続くとすれば、どちらにどれだけ行ったというのはやはり明確にしておく必要がある……電事連さんとしては政府に対してそういう要望はされていないのでしょうか。」

（八）「……電事連としては要望はいたしてございません。」

（梶）「……今のところ、一般負担金も、とにかく国からの交付資金も、そして特別負担金も一緒になって、とりあえず返していこう、それは被害者への迅速な賠償ということに尽きるんだというお話でした。では、現時点ではそういうことだと認識をいたしました。」

- ⑧ 7月13日引き続き梶山弘志議員からの斉藤惇東証グループ代表執行役社長（前産業再生機構社長）と永易克典全国銀行協会会長への質問と説明（議事録10～11p）

（梶）「……一般負担金の勘定を分けるべき……こういった性格のものは勘定を分けるべきなのか、それとも火事場だということで許されてしまうのか……」

（斉）「……当事者、各電力会社がそれでアグリー、合意だとおっしゃるのな

らば、それはそれでいいんだ……かなり互助会的なおいがします……その裏にはちょっと法的な準備がありますので、これは恐らく代表訴訟の回避というふうなところで、いろいろ苦勞してつくっておられる……東電で起きたことがすぐ、浜岡とか佐賀とか、全電力に及ぶわけでありまして、今回、東電だけがたまたまこうなりましたけれども、本来はこういうものは先にもともあるべきだったものがなかったわけなので、当事者同士がこれでいいんだとおっしゃるのならば、私は、もうそれでよろしいのではないか……」

(永) 「今回のスキーム、……預金保険機構の考え方に立脚しているのかという感じ……バブル崩壊後の金融危機を日本国だけが迎えて、……そのときの一般勘定という懐かしい名前があるのですけれども、これはピークは4兆円ぐらいの赤字を抱えながら金繰りだけつけていたという世界が、実は、ことしの3月に黒字転換した……あのときも一気に7倍ぐらいに保険料を上げてやりましたけれども、みんなで協力してこれをクリアしようと言うことであれば、……考え方としては、電事連さんのご意見どおり……」

⑨ 7月13日衆議院東日本大震災復興特別委員会での公明党石田祝念議員からの上3名への質問と説明（議事録12p）

(石) 「……自分のところと直接関係ない、過去の不幸な今回のような事故そのものに対してお金を出すということ、これは、将来的にお互いを応援しようやということは株主も皆さん理解できると思うんですけれども、なぜ過去のものについてやらなきゃいけないのか……明確に勘定を分けて、過去のものと将来のものと二つにしておいて、しかし、その将来の相互扶助のところのお金を今回の事故について貸付をする、そして一体となって債務超過にしないようにしていく。しかし、それはだんだんと後で返してもらって、将来的には、今回の事故が収束をして賠償の全てが終わったときに、それ以降は、貸し付けてもらったものに対して、相互扶助のある意味で財布ですか、そういうところに返していく。こういう形をとった方が明確になるのではないか……」

(八) 「……東京電力以外の電力会社も負担する……今回の事故の賠償を早期に、かつ確実に実施をしていく……確かに、将来の事故に備えた相互扶助の仕組みであるということもあわせてありますが、負担金を今回の賠償に使っていくということについては、一定の合理性はある……」

(斉) 「……機構から（東京）電力さんへ出ていくお金の形が、債務のどんどん積み増しし、債務の拡大だけになっていきますと、債務超過の形をとってくるおそれがある……」

(永) 「……海江田大臣がお答えになっているときに、一般勘定とこれを分別管理すると、要するに資金の貸し出しになっちゃって、これは債務超過になっちゃうんですよという……コメント……それは、頭の隅では非常に気になっているところ……」

⑩ 石田祝念議員から続けて除本理史大阪市立大学教授への質問と説明（議事録13p）

(石) 「……やはり経理の区分みたいなところも大事じゃないか……中味の肝心な部分が不透明だというお言葉があった……もうちょっと明確にした方がいいというお考えがあっておっしゃったのではないか……」

(除) 「……建前と実態が乖離しているのではないか……被害者に対しては東京電力が直接相対しているのは、形の上ではそうなんです、その財源のところを見ると、結局のところ、今の一般負担金の話ともかかわりますが、ほかの原子力事業者あるいは国からお金が注入されていくということで、では、ほかの原子力事業者あるいは国から出されているこのお金はどのような性格の費用負担なのかというのが明確でない……」

⑪その後の除本理史教授説明（議事録14p）

「……もし今後事故が起こらないということであれば、こういう仕組みはもしかしたら必要ないのかもしれない……今後も事故が繰り返し起こるということを前提にして、恒久的な制度としてこういう法案を成立させようとしているのか、あるいは、今回の事故に対応する、資金繰りの問題も含めて、当面の資金繰りの対応としてこの法案を成立させようとしているのかで大分意味が違ってくる……今後こうした……建前と実態の乖離の仕組みを半永久的に持続させようという意味でこの法案ができていたとしたら、これは大変問題ではないか……」

⑫7月14日衆議院東日本大震災復興特別委員会で（注：この日、以下に記しません）が自民党河野太郎議員（現防衛大臣）の発言は、国と東電経営者・株主・社債権者・金融機関の責任を果たすことが先決でそれ抜きに国民に負担させるのは言語道断だとするものでした）の自民党斉藤健議員からの海江田経産大臣への質問と答弁（議事録9～10p）

(斉) 「……今回の法案は、この東京電力以外の電力会社から負担金を徴収する仕組み……その負担金は、使われ方が二種類あって、一つは、東京電力の賠償がどうしても足りない場合には使われる、……もう一つは、将来の事故が起こったときに備えての保険的な意味合いで、……。……国が負担金を払わないで東京電力以外の電力会社が負担金を払うというのは、少なくとも事故の収束に関して、私は順序が違うんじゃないかと思います……」

(海) 「……各電力会社は、……将来の事故に対する備えということになるかと思いますが、その将来の備えと同時に、やはり過去の事故に対しても、その意味でよく足らず前という言葉が使われますが、本来だったらこの制度はもっともっと早くつくられていなければいけなかったわけですが、遅まきながらでき上がった、よしよかった、それならお互い、武士は相身互いということで負担をしようじゃないかということ……」

(斉) 「……本来であれば、今回の各電力会社が出す負担金については、東京電力の事故に充当するものと将来に備えるものとに分けて、将来に備えるものについては、原賠法自体の見直しと同時にしっかりとしたものをつくり上げていくというのが筋ではないか……」

(海) 「……勘定を分けるべきでないだろうかという議論がございます。……」

勘定を分けたとき、……東京電力の負債という形で会計上立ってしまいますので、債務超過に陥る可能性がないか……。見直すタイミングというのは、……機構法の基本になっております原賠法が大きく変わることになれば、これは当然、この法律も直す一つのきっかけではないだろうか……」

- ⑬ 7月20日衆議院東日本大震災復興特別委員会での公明党斉藤鉄議員からの海江田経産大臣への質問と答弁（議事録12～13p）

（斉）「原賠法の第16条に、「政府は、」「この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、原子力事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行うものとする。」こういう条文がございますが、今回提出されました支援機構法案というのは、この原賠法の第16条のこの文章に根拠がある、こういう理解でよろしいでしょうか。」

（海）「そうご理解いただいて結構でございます。」

（斉）「……今回、この原賠法だけでは処理できない、新しい法律をつくる必要がある、これはなぜだったんでしょうか。」

（海）「……多額の賠償額を一つの事業者だけで賄えるものではないだろうということが一つ……事故の収束に携わっております東京電力の関係の企業……そういうところにやはりしっかりと支払いが行われるように……」

- ⑭ 7月20日衆議院東日本大震災復興特別委員会での社民党服部良一議員から枝野官房長官への質問と答弁（議事録16～17p）

（服）「……附則の第6条に、原子力損害にかかる政府の援助のあり方等について将来的に検討を加えるという文言……どういことを想定されているんでしょうか……」

（枝）「……まず急がなければならないのは、……賠償に万全を期す……。ただ、エネルギー政策全般の議論をしっかりと進めていく……。従って、そういった議論を今後どう展開していくかによって見直すこともあり得るでしょうし、……賠償額の全体がどれぐらいになるのか、まだすべてを見通せない状況でございますので、そうしたさまざまな今後の状況を踏まえて、状況に応じた見直しが必要であるという趣旨……」

- ⑮ 7月26日東日本大震災復興特別委員会での梶山弘志議員から海江田経産大臣への質問と答弁（議事録6～7p）

（梶）「……この法案というのは、……今は火が燃えている最中の火事場だと、火事場で責任を問い合っても仕方ないだろう、だから緊急避難的にこのスキームをつくるという理解でいるわけですがけれども、ある程度落ち着いたときには、やはり見直しが必要……。その項目としては、やはり原賠法3条ただし書きの部分……さらには、一般負担金、特別負担金の管理の問題、ステークホルダーの責任の問題、そして、電気料金への転嫁の回避の問題。……」

（海）「……この機構法案、この中の附則のところに、「原子力損害の賠償の実施の状況」や「原子力損害にかかる政府の援助の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所用の措置を講ずる」という文言がございますので、ここであらゆる可能性について議論をする……」

(梶) 「すべての可能性を排除せずに、その見直しの時点で議論をするという認識を持たせていただきました。……」

- ⑩ 7月26日衆議院東日本大震災復興特別委員会での日本共産党高橋千鶴子議員から海江田経産大臣への質問と答弁（議事録11～12p）

(高) 「……第65条「政府による資金の交付」について……電事連の会長は、「この第65条に基づく国の支援を積極的に発動していただく」と要望しています。この法のつくりとしては、事業者からの一般負担金と特別負担金で二兆円を返済する。これは交付国債であるわけですが、それと見合いの額を事業者で負担していく。ただ、これを、いきなりその二兆円を直ぐ返せとなると、電気料金があつとはね上がることになるわけですので、そこを、真水の投入ということになると思うんですけれども、ただ、いずれにしても、これは負担増には違いない……。ですから、この65条の意味合い、また発動のタイミングについてどのように考えているのか、伺いたい……」

(海) 「……この一般負担金の場合につきましても、これはコストの計算の中に入れるということですが、……国民負担の最小化ということを基本的な考え方として持っておりますので、ここはしっかりと守っていきたい……。そうした考え方の上に立ちまして、この65条というのは……「当該事業の利用者に著しい負担を及ぼす過大な額の負担金を定めることとなり、国民生活及び国民経済に重大な支障を生じるおそれがあると認められる場合に限り、」と書いてございますから、この法律に書いてございます文言をしっかりと守って、そして具体的な発動のタイミングについては、やはり事故が収束をして損害賠償の全体の像が明らかになった段階で判断すべきものと考えております。」

- ⑪ 7月26日の自民党梶山弘志議員による『平成23年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律案に対する修正案』（注：この法律はこの間当たっていませんが、2011年の支援機構法審議と並行し、主に野党であった自民党を中心に、国としての事故責任にもとづき、賠償の迅速な実施に向けて仮払いを進めるべきだとして成立されるものです）の趣旨説明（議事録14～15p）

(梶) 「……第五に、国は、この法律の施行後おおむね二年以内に、平成二十三年原子力事故に係る原子力事業者による損害賠償の支払いの状況、この法律の施行の実施状況等を踏まえ、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとしております……」（注：この法律は支援機構法そのものでなく緊急さを鑑みた賠償支援のための措置法ですが、支援機構法附則第6条と同様の考えでの上記内容を附則第4項とするとして趣旨説明されています。）

- ⑫ 7月26日衆議院東日本大震災復興特別委員会での民主党後藤斎議員と海江田経産大臣との質問と答弁（議事録16～17p）

(後) 「……実は附則第6条の2項も新設をし、原賠法をまず見直しをし、負担の問題、そして国と事業者のあり方の問題、いろいろな論点を整理して政府なりの考え方をまとめ、当然、私たちも国会の中で、与野党の中で色々な

議論をこれからもしてまいります。……確かに一般負担金も含めて電力料金が一定程度、コストが増加をする……しかし、安易な料金転嫁は、大臣も繰り返しおっしゃられたように、極力そういうことはなくす……。そういう意味で、私たちが新しく附則第6条の2項に、国民負担の最小化の中で、事故がいずれ収束をした時点、そして、賠償が迅速かつ適切に行なわれるように必要な措置を講ずるという規定を設けさせてもらいました。……」

(海) 「……国民負担の極小化ということでは、これはもう言うまでもございませんが、まず最初に、リストラを徹底してやってもらう。これは今回事故をおこしました東京電力だけでございませんで、相互扶助の考え方から、その他の原子力発電施設をもっております電力会社も一般負担金という形で拠出をお願いする……この一般負担金というのはコストの中に含めますということでございますから、それをそのまま電気料金に転嫁するのではなく、やはりそうした他の電力会社もリストラをしっかりとやっていただきたいということでございますので、これを通じた国民負担の最小化あるいは極小化をされる、これが一つの考え方でございます。……もう一つの見直しでございますが、……今回新に附則第6条第2項という形で、その見直しについて提案をいただいておりますので、その見直しというものもしっかりとこれはやっていかなければいけない、……。」

①9 7月26日衆議院東日本大震災復興特別委員会での自民党吉野正芳議員（『緊急措置』法提出者の一人。元復興大臣）から（可決された）修正案提出者である自民党西村康稔議員（注：現経済再生特命大臣及び内閣府特命（経済財政政策）担当大臣）と後藤斎議員への質問と答弁（議事録20～21p）

(吉) 「……6条の2項で、政府と東電と他の電力会社の負担のあり方、また、東電の株主責任、その他の利害関係者の負担のあり方、そして、これと密接に絡む国民負担の最小化、これについて検討し必要な措置を講ずる、この項が入ったことで、いわゆる法的整理（注：東京電力の）を望んでいる方々の意見、これもここである程度包含される……。どの程度、例えば東電の株主責任、その他の利害関係者の責任のあり方については、株主も100%減資をしていくのか、利害関係人はきちんと債権放棄をしていくのか、この辺について、修正案の発議者の方々の御意見を賜りたい……。」

(西) 「……株主初めステークホルダーの皆さんにはさまざまな局面で一定の責任を負っていただくということで、特定事業計画をつくる时候にも、東電はしっかりと関係者に協力を要請し、機構はそれを確認する、それが十分なものであるかどうかを確認する……さらに、附則の6条第2項で、将来、これは早期にということでありませけれども、賠償額の全体が見えてくる、そうした状況を踏まえながら今回の賠償の費用負担をどうするのかということを検討する……その際に、東電、国、他の電力事業者、我々は他の電力事業者は基本的に負担金は最終的には充てないものというふうに立法者の意思として思っておりますが、プラス株主初めステークホルダーの方々の責任をどう分かちあってもらえるのかということを早期に検討する。その際に大事な

ことは、委員御指摘のあった国民負担を最小化するというところでありますし、同時に、賠償を確実に進めるということでもあります……。」

(吉) 「……6条の3項は、ある意味で、電力の安定供給を図らねばならない、国民の生活のためには必要だ、そのためには今のエネルギー政策を見据えて対応していかねばならない、そういう意味に私は理解をしているんですけども、この規定を盛り込んだ意味……意義……はどこにあるんでしょうか」

(後) 「先生が御指摘いただいた附則の第6条を……整理……、一項目めは、原賠法を中心とした法体系の見直しを早期にやろう……これが第一ステージ……おおむね一年を目途……。二項目めが、……今回の福島原発事故の収束や、また補償額のおおよその額が確定をしたときに、この本体も含めて見直す。三項目めが、……機構を通じて交付国債や政府保証を確実にしていくことが、仮払いの運用と相まって、きちっと被災者の方に迅速かつ確実な補償金が届く、そして、それを使っていく……。それはまさにエネルギー政策全体であり、……やはりエネルギー依存度全体は、これからの原発の部分はエネルギー全体に占める割合というものは低くしていかなければならない……電気供給に係る体制の整備を含むエネルギー政策全体のあり方についての検討をしながら、原子力政策、この機構の役割も含めてだというふうに理解をしておりますが、検討を加え、その結果に基づき、原子力に関する法律の抜本的な見直しを含めて必要な措置を講ずるという、少し中長期ということで三項目めを追加させていただいた……」

⑳ 7月26日衆議院東日本大震災復興特別委員会での公明党石田祝稔議員から修正案提出の自民党西村康稔議員（現経済再生特命大臣及び内閣府特命（経済財政政策）担当大臣）や後藤斎議員と枝野官房長官並びに海江田経産大臣や高木文科大臣への質問と答弁（議事録23～25p）

(石) 「……今回修正された中で私が大変評価するのは、国の責任が明確に法文の中で書かれたということ……このことにつきまして、修正の提出者から、どういうふうに修正されたか、そしてその意義……についてお聞きをいたしたい……」

(西) 「……第2条に、新たに「国の責務」……を書かせていただきました。……国そのものが賠償責任を負うという立て方にはなっておりませんが、これまで原子力政策を推進してきた社会的責任というものにかんがみまして国が万全の措置を講じる、これは、賠償を迅速かつ適切に進めていく、その万全の措置を講じるということを明記した……。さらにもう一点申し上げますと、附則の第6条1項で、今後国がどういう責任を負うべきなのかというところは、そのもとの原賠法、……それと本法においてもしっかりと見直しを行って、国の責任をさらに明らかにしていく、それをできるだけ早期に行う……を明記させていただきました。」

(枝) 「……これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任は国としても負っているというふうに認識……議会の皆様のご努力によって条文上明確になった……」

(石) 「……この負担金の区分管理……特別負担と一般負担、これがいわゆる一つの財布の中に入って、今回の東京電力の福島第一原子力発電所の事故と関係ない原子力事業者も負担金を払う。それが一体となるということによって、自分の会社の事故ではないし、過去の事故についてお金を出す。そして、それが将来へのお互いの助け合いだ、こういう名目の中でやられるのは非常に不明確ではないのか。……会計なり区分、または勘定を分けるべきだと個人的に思ってきておりましたが、この負担金の区分管理について今回どういうふうな修正をされたのか……」

(西) 「……第58条4項に新設の条文を起こしまして、「機構は負担金について、原子力事業者ごとに計数を管理しなければならない。」という旨を規定……他者の負担については、他者が幾ら負担をし、それが何に使われたかということをしっかり計数上管理をしていただく……。機構には、これは立法者の意思として、機構の機能ごとに計数管理をしっかり行ってもらうというところを求めておりました、これは、できれば付帯決議で確認をしたい……。その上で、附則の第6条2項に明記してありますように、将来、法の施行後早期に、この賠償のための資金、賠償の姿がおおむねわかってきたような段階で賠償の資金をどう負担するか、今回の東電、政府、それからいわゆるステークホルダーの皆さん、そして他社とどう負担するかということを検討して、国民負担が最小となるように必要な措置を講じる……。立法者の意思といたしましては、今回、賠償に対して、委員御指摘のとおり、他社の負担は将来の備えに対するものである、そういう保険的な性格であるというものを認識した上で、しかし、仮に一時的に賠償を優先する、賠償をしっかりと確保し、それを第一に考えるという視点から、仮に賠償のほうに使われることがあったとしても、将来、この附則の6条2項に規定する検討、見直しの段階で、私どもとしては、負担は、今回の賠償とは別ということで戻していただくということを念頭に置いております。」

(石) 「この区分管理、計数を原子力事業者ごとに管理する、……どういうふうな制度設計をなさっていくのか……」

(海) 「……機構が東京電力を含む各事業者から徴収する一般負担金についても、これは、被害者の方々の迅速かつ適切な救済のための東京電力の賠償支払いに対する支援に使うことができる……。その上で、将来、この負担のあり方についてしっかりと議論を行い、そして見直しをする……から、そのことのため、あらかじめ各原子力事業者が負担をした負担金額について、それぞれに計数管理し、出入りを明確にしておくことによって、将来の変化に対する体制もしっかりとしたものにできる、そういう考え方で……す。」

(石) 「……もともとの法律の原子力損害賠償法、これについても見直しをする、……この見直しについて今後どう取組むのか……」

(後) 「……附則の6条1項に、法施行後できるだけ早期に、原子力損害賠償法の抜本的な見直しを初めとする必要な措置を講ずる旨の規定を設けました。……できるだけ早期というのは、実務者の間では、一年を目処というふうな

時間軸で検討そして見直しをしていくべきだという考えに至った……」

(高) 「……今の時点において、いつまでかということについては申し上げられることではございません……」

(石) 「……原子力事業者の一般負担金について、年度総額を決める、また分金率も決めていく、……これが一体幾らになるのか、そして、自分のところはどのぐらい負担をしなくちゃならないのか、これは今、原子力事業者にとっては大変な関心事……、原子力事業者が、我が社がどうなのか、こういうことだろう……。……具体的に今どういうお考えになっているのか……」

(海) 「……具体的な割合とかいうことは、残念ながら申し上げられません……。まず、やはり各社の収益……を参考にしながら、そして、……安定供給に支障を起こすおそれのない、あるいは利用者に著しい負担を及ぼすおそれのないように、これは機構が設定し、……この運営委員会の議決を経て主務大臣が認可をする……。もう一つ……、各社間の、事業者間での不公平の観点で……す。応益性の観点から、事業者間での不公平が生じない適切な割合となるように機構が設定し、運営委員会の議決を経て主務大臣が認可をする、……。」

21 7月26日衆議院東日本大震災復興特別委員会での(当時の)みんなの党柿澤未途議員から海江田経産大臣及び修正案提出の自民党西村康稔議員(現経済再生特命大臣及び内閣府特命(経済財政政策)担当大臣)への質問と答弁(議事録29～30p)

(柿) 「……修正案は民自公の修正協議の合意に基づくものでありますが、自民党内には、これについて、(注：東電を)債務超過にしないとの閣議決定を事実上取消、二段階方式で破綻することができるようになったので大きな一歩だ、こういうふうの評価をしている方がいらっしゃる……。しかし、本当にそうなのか……をまずお聞きしたい……」

(海) 「……私どもは(注：東電が債務超過になる可能性を)想定をしておりません。」

(西) 「……現時点においては、……東電が債務超過になる状態は想定をしておりません。ただ、今後、賠償の全体像が見えてくる、廃炉の費用もわかってくる、いろいろな状態がありますので、附則の6条2項に規定をいたしましたように、ある時点で、この負担の全体像を、どういうふう負担のあり方を分かち合うのか、これは、東電、政府、それから株主を初めとするステークホルダーの皆さん方、こうしたところとどう分かち合うのが一番適切なのか、国民負担の最小化の観点からどういう措置が適切なのかを検討して、必要な措置を講じるということにいたしております。」

(柿) 「今の西村先生の御答弁は、将来的に、負担の割合をどうするか、ステークホルダーにどういう責任を求めるか、こういうことを整理していく中で、債務超過ということが認定され、その先の破綻処理に進んでいくという可能性もありうる、こういうことをおっしゃったことになるんだろうというふうに思います。……」

(西) 「……くだんの閣議決定については、……本法案が成立をすれば、その役割というか意味というか、これは私ども提出をした立法者の意思としては、もう意味は失われたものというふうに認識をしておりますので、そのことを尊重していただいて政府には見直しを求めている。これは実務者の間の共通した意識で……す。」

(柿) 「……あわせて申し上げますけれども、手元に経済産業省さんがつくったとされる、自民党内に根回しをしたときに使ったというペーパーがあります。法案修正のポイントというのがあって、その次のページには、修正が許されないポイント……が書いてある。……債務超過にならないように勘定区分を分けないようにした、こういうふうにも書いてある。自民党内には、勘定区分を分けていくべきだ、……が意見としてあった……けれども、結局、今回の修正案には明確にそのことは入らないと……なりました。」

(西) 「……我々の、立法者の意思に反してそういうことがあったとすれば、……今後一切、経産省の協力には、法案要請についても応じないと……、それが事実だとすれば、申し上げたい……。私どもは、被災者に対して賠償を確実に進める、その一心で、……東電には頑張っていていただく、そのための資金繰りの融通をする、……、万が一の不測の事態があってははいけませんので、国が資金を投入できるようにもしてあります。しかし、附則の6条2項を見ていただいたらわかりますとおり、どこかの段階で、この負担をどういうふうに分かち合うのか、国がどこまで負担するのか、基本的には東電ですから、東電は徹底的なリストラをやっていただく、……、ステークホルダーの皆さんにも一定の負担をしていただく、国民負担を最小化するという観点から最適の措置を講じる……、被災者の方々に賠償を確実にまずは進めるということでこの修正案を出しております……。」

22 7月26日衆議院東日本大震災復興特別委員会での採決（みんな柿澤議員提出の修正案否決、西村・後藤議員ら5名提出の修正案可決、それを除く原案可決）後、自民吉野正芳議員による民主・無所属クラブ、自民・無所属の会及び公明党三会派共同提案の付帯決議趣旨説明とその可決後の海江田経産大臣の発言（議事録31～32p）

(吉) 「政府は、本法の施行に当たり、次の事項について遺漏なきを記すべきである。

一 原子力政策における国の関与及び責任の在り方について、東京電力福島第一原子力発電所事故の収束等を国自ら実施することも含め、早急に見直しを行うこと。

二 東京電力株式会社の再生の在り方については、東京電力福島第一原子力事故の収束、事故調査・検証の報告、概ねの損害賠償額などを見つつ、改めて検討すること。

三 法附則第6条第2項に規定する見直しに備え、原子力損害賠償支援機構の各機能が明確になるように計数管理する体制を整えること。

四 今回の賠償に際しては、原子力事業者による負担に伴う電気料金への

転嫁の回避など、国民負担の最小化を図ること。

五 東京電力株式会社に対し、すべてのステークホルダーに対して必要な協力の要請を行うことを求めること。

六 今回の賠償の実施に当たっては、迅速かつ適切な紛争解決の仕組みを早急に構築すること。

七 法附則第6条第1項に規定する「抜本的見直し」に際しては、原子力損害の賠償に関する法律第3条の責任の在り方、同法第7条の賠償措置額の在り方等国の責任の在り方を明確にすべく検討し、見直しを行うこと。

八 国からの交付国債によって原子力損害賠償支援機構が確保する資金は、原子力事業者が、原子力損害を賠償する目的のためだけに使われること。

九 原子力損害を受けた被害者の救済に万全を期すため、「特定地域中小企業特別資金」や「中小企業基盤整備機構を活用した無利子融資制度」等の政策金融の周知を図り、その最大限の活用を促すほか、金融機関に対し、被害者への円滑な資金融通に努めるよう要請すること。

十 本委員会は、本法の制定に伴い、平成二十三年六月十四日の閣議決定「東京電力福島原子力発電所事故に係る原子力損害の賠償に関する政府の支援の枠組みについて」の「具体的な支援の枠組み」は、その役割を終えたものと認識し、政府はその見直しを行うこと。

十一 本委員会は、法附則第6条第1項に規定する「できるだけ早期に」は、一年を目途とすると認識し、政府はその見直しを行うこと。」

(海) 「ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても、御趣旨を踏まえまして配意してまいりたい……。」

23 7月28日衆議院本会議での（共産党反対、自民党賛成、社民党本法反対・仮払い法賛成討論につづく）公明党佐藤茂樹議員の賛成討論（議事録5p）

(佐) 「……第四に、東電以外の原子力事業者の負担については、本則第58条4項で、機構は負担金について原子力事業者ごとに計数を管理することとしています。その上で、附則第6条2項にて、法施行後早期に、東京電力と政府及び他の原子力事業者との負担の在り方等について、法律の施行状況について検討を加え、必要な措置を講じる」としています。……原子力事業者の負担金は、今般の事故と将来の備えについて、これを分けて考える必要があるとの観点から、修正案に沿って、早期にその負担のあり方の検討を行い、適切に対処すべきである……。第五に、修正案において、国民負担を最小化する観点を条文上明記し、今般の賠償に際しては、原子力事業者による負担に伴う電気料金への転嫁の回避など国民負担の最小化を図る観点から、施行後早期に検討を加え、必要な措置を講じるものとしています。……最後に一言申し上げます。今般の……議論及び与野党の修正協議は、その修正内容もさることながら、与野党の議員が、原子力災害における被害者の迅速な救済をいかに図るかという観点で、……大きな成果を生んだものと、当事者の一人として自負しております。まさに、……国会のあるべき姿であると思えます。」

- 24 7月29日参議院本会議での海江田経産大臣の法案説明（議事録1～2p）
（海）「……第七に、次の三点について検討条項を設ける……。一点目……は、政府は、この法律の施行後できるだけ早期に、事故原因の検証、賠償実施の状況、経済金融情勢等を踏まえ、原子力賠償制度における国の責任の在り方、事故が発生した場合における収束対応に係る国の関与・責任の在り方等について検討を加えるとともに、その結果に基づき原子力損害の賠償に関する法律の改正等の抜本的な見直しを始めとした必要な措置を講ずる……。二点目……は、政府は、この法律の施行後早期に、資金援助を受ける原子力事業者と政府・他の原子力事業者との間の負担の在り方、資金援助を受ける原子力事業者の株主その他の利害関係者の負担のあり方等を含め、法律の施行状況について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずる……。三点目……は、政府は、電気供給に係る体制の整備を含むエネルギーに関する政策の在り方についての検討を踏まえつつ、原子力政策における国の責任の在り方等について検討を加え、その結果に基づき、原子力に関する法律の抜本的な見直しを含め、必要な措置を講ずる……。」
- 25 7月29日参議院本会議での民主党小西洋之議員から菅総理大臣並びに枝野官房長官及び海江田経産大臣への質問と答弁（議事録2～4p）
（小）「……本案とこの仮払い・基金法案の関係は、前者が後者による被害者の方々の救済の資金繰りを担保するという密接不可分の関係にある……こうした国による仮払いの機能の一部としての本案の原子力損害賠償支援機構の役割についても、本案の中に措置されているなど、被害者の救済の確保として同じ目的の実現のために両法律案の連携がしっかりと実現された……
また、附則第6条1項において、……未曾有の原子力損害に苦しむ被害者の方々の真の救済の実現という……課題について、過去の政権と我が政権が原子力政策を推し進めてきたというその責任、また、原発の設置、運営について……（の）責任、……責任をどのように評価するか、……どのように見直すべきなのか、本案の親法ともいうべき原子力損害の賠償に関する法律との関係も踏まえ、これらの条文が規定するところの国の責務たる社会的な責任とその抜本的な見直しの内容について、……お伺いします。……
次に、本案の修正に当たっては、……東京電力の株主の関係者にどのような責任を負担させるのか……どのように……整理されているのか、……附則第3条2項の、機構が、東京電力の株主その他の利害関係者に対し、必要な協力を求めなければならないという規定及び、同じく附則第6条2項の東京電力の株主その他負担の在り方等を含め、必要な措置を講ずるというこの規定が意図するところの内容と、それがなされる条件等について、……ご説明を求めます。……東京電力債務超過等により破綻に至るといふことがあり得ることと想定しているか否か……答弁を求めます。……
また、修正された本案においては、東京電力以外の電力会社が相互扶助の観点から行う負担金について計数上これを別に管理する仕組みが講じられている……これが東京電力以外の電力会社と今回の賠償の扱いを分断するもの

なのか、……東京電力以外の電力会社の負担金は一切この度の原子力損害にかかる賠償資金に充てることはできないのか、もしそうであるならば、これは東京電力に債務超過を引き起す可能性からかえって国民負担を増やすおそれがある……見解を求めます。……

最後に、本案の附則第6条3項においては、我が国のエネルギー政策全体の在り方についての検討を踏まえ、原子力政策における国の責任の在り方等について、検討を行い、必要な措置を講じると規定……総理の考える我が国のエネルギー政策全体の在り方の見直しの方向性と、それを政府が進めていくに当たって踏まえなければならない政策立案上または執行上の観点について、行政府の長としての……見解をお願いいたします。……」

(菅) 「……今後のエネルギー政策……原発への依存度を計画的、段階的に下げていくこと、再生可能エネルギーの割合を大幅に高めること、……エネルギー需要の構造改革を進めること、化石燃料の効率的利用を行う……」

(海) 「……株主等の利害関係者の責任については、法案附則第3条2項において、……株主その他の利害関係者に対し必要な協力を求めることを法律上義務づけた……。また、附則第6条2項については、この法律の施行後早期に、事故原因の検証や損害賠償の実施状況、経済金融情勢等を踏まえることを条件として、資金援助を受ける原子力事業者の株主その他の利害関係者の負担の在り方等を含め、国民負担を最小化する観点から、この法律の施行状況について検討し、見直しを行う……。……現時点では東京電力の債務超過は想定しておりませんが、賠償の実施の状況を見つつ、見直し規定の趣旨も踏まえ、将来はあらゆる可能性があることは理解しております。次に、東京電力以外の電力会社の負担金の位置付けに関して……今般の枠組みは、原子力事業者による相互扶助を基本的な考え方とする……大規模な災害が生じた際には、単独の原子力事業者のみでは損害賠償や事後の措置に対応し切れないとの現実を踏まえた……一般負担金と特別負担金の勘定を区別せずに管理する方法が適当である……この度の事故による原子力損害の賠償支払い支援については、東京電力及び他の原子力事業者の負担金を共にこれに充てることができます。……」

(枝) 「……政府としても、これまで原子力政策を推進してきたこと等を踏まえると、迅速かつ適切な被害者の救済に万全な措置を講ずる必要があると認識……かかる必要性を社会的な責任として機構法第2条に明記……。……いわゆる仮払い法案において、……迅速かつ適切な被害者の救済の観点から政府の責任として仮払いを行うこととした……機構法第2条の国の責務としどもに、東京電力が賠償責任を負うことを前提に政府としての責任を明示した……。」

26 7月29日参議院本会議での自民党松村祥史議員から菅総理大臣と海江田経産大臣への質問と答弁（議事録4～7p）

(松) 「……国の責任については、法案の附則で原子力に関する法律の抜本的な見直しを行うとされました。これは、どの法律を想定しているのか……お

教えてください。……我々自民党は、今回の事故の賠償と将来の事故の保険とは分けて考えるべきと主張してまいりました。今回の事故は、東京電力以外の原子力事業者には責任はないわけですから、他の原子力事業者からの負担金を充てるのは、本来筋が違う話です……かねてより（注：特別負担金と一般負担金を）別勘定にすることを求めてきましたが、事業者ごとに計数を管理すると規定を設けた意味は、将来的に別勘定にすることを意図して今後検討が進められるということでしょうか。……各電力会社が支払う一般負担金について……電力料金の原価に含まれ得るが、各社の経営効率化努力により国民負担が極小化されるべきものと答弁されておりますが、具体的な経営効率化の判断基準を……お示してください。……特別負担金による電気料金の値上がらないことは、法律上どこで担保されているのでしょうか。……」

(菅) 「……第58条4項の規定は、資金援助に関し、あくまでも原子力事業者ごとにどの程度負担し、何に使用されたかを計数上適切に管理することを機構に求めるものでありまして、別勘定にする……を要求するものではありません。……一般負担金は料金原価に含まれますが、実際に料金を値上するかどうかは各社の経営判断で行う……仮に電力料金の値上げが申請された場合は、他の一般電気事業者の経営効率化努力に劣っていないかの判断を含めて政府として原価に審査をすることになる……。」

(海) 「……議員修正を通じて追加された附則第6条第3項に基づき、エネルギー政策全般との整合性に配慮しつつ検討を行う……この検討の結果、見直しが必要となってくる原子力に関する法律があるかと思いますが、それについては、それぞれ法律の担当大臣との協力の下で見直しを行い、必要な措置を講じてまいりたい……。……本法案の枠組みにおいて東京電力が支払う特別負担金は、国民負担を最小化する観点から東京電力の経営合理化努力を通じて捻出されるべきものであり、電気料金の適正な原価には当たらないと考えております。……」

27 7月29日参議院本会議での公明党山本博史議員から菅総理大臣への質問と答弁（議事録8～10p）

(山) 「……本法案の修正では……国には……社会的責任があるとしておりますが、一步進めて国の法的責任を明確にすべき……原賠法の改正が検討されることなどを踏まえ、本賠償スキームそのもの見直しも当然あり得ると考えますが、総理の答弁を求めます。……将来の事故に備えた保険的性格を持つ負担金と今般の事故に対応するための負担金とは区別して管理すべきと主張してきました。今般、修正により、区分経理とはならなかったものの、原子力事業者ごとに計数を管理することになりました。東電以外の原子力事業者が負担することについて、総理は、原子力事業者による相互扶助の下、将来生じる事故のみならず、既に起こった事故であっても、現に対応の困難さに直面しているものであるならば支援の対象とすべきと答弁しておりますけれども、……その考えは変わりありませんか。……」

(菅) 「……原賠法や原子力損害賠償支援機構法案の賠償スキームの見直しに

については、政府としては、まず事態の収束、被害者の救済に全力を挙げる…
…その後、同法案の附則にあるとおり、原子力事故の原因等の検証や原子力
損害の賠償の実施状況等を踏まえて、国の責任の在り方、……などについて
検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講じてまいりたい……。次に、
既に発生した事故にたいする負担金の適用について……今般の支援の枠組み
は、巨額の原子力損害について円滑な損害賠償の履行を確保するために必要
な金額を、相互扶助の考え方の下、全ての原子力事業者が共同で負担するも
のであり、既に発生した事故であっても、対応の困難さに直面しているもの
であれば支援の対象とする……。」

28 8月1日参議院東日本大震災復興特別委員会での民主党金子恵美議員からの発
言（議事録6p）

（金）「この機構については、……万が一にも天下り機関との批判を受けるよ
うなことがあってはならない……その機関の発起人や役員そして運営委員会
の委員について……そこも含めてしっかりと、何のための機構なのか……を
しっかりと考えながら進めていただきたい。……」

29 8月1日参議院東日本大震災復興特別委員会での（当時の）みんなの党松田公
太議員からの修正案提出の自民党西村康稔議員（現経済再生特命大臣及び内閣府
特命（経済財政政策）担当大臣）並びに海江田経産大臣及び菅総理大臣への質問
と答弁（議事録31～33p）

（松）「……元々の政府案……閣議決定されたものでも、債務超過にさせない
という言葉があったと思いますが、……この修正案によって、東電は債務超
過になることもあり得る、若しくは破たん処理もあり得ると、こういうこと
になったというふうにご認識でいらっしゃいますでしょうか。……」

（西）「……現時点では東京電力が債務超過に陥ることは想定をしておりませ
ん。……ただ、将来、……賠償額のおおよそも見えてくる、あるいはその賠
償の実施の状況も分かってくる、……分かってきた段階で、それでは、これ
まで一応ほかの町（注：他の電力会社）からもお金を一旦使ったとしても、
あるいは偉い人（注：政府）がお金を出したとしても、その負担をどう分か
ち合うかはその時点で判断しましょう……その車に乗っている同乗者（注：
東電の利害関係者）であったり、Tさん自身（注：東電）が財産を持っている、
これはもう今の段階からそれは徹底的にTさんには払ってもらいますけ
れども、あるいは貸している方々（注：金融機関）含めて、その段階で国民
負担、つまり被災者も含めて国民の負担が最小にあるように最も適切な解を
その段階で考えましょうと、今は賠償を優先しようというのが今回の修正案
であります。」

（海）「……現時点ではこれは債務超過にしないということで……こういう人
たち（注：収束に働く東電社員や全国のゼネコンから集まった人）にしま
りしっかりとそうした賃金が払われる……も大事でございますし、それから、やっぱ
り何といたしても、……原子力の事故により損害賠償の当然の権利のある
方々、……その人たちに対してまずとにかくしっかりとした賠償を行うとい

うことがこれはやっぱり政治の責任ではなからうか……。」

(松) 「……現時点ではないということは、今おっしゃったのは賠償を優先したいということだと思っんですが、破綻処理しても賠償ってしっかり私は行うことができる……というふうに思っています。……官僚がつくったことが間違いない……この名無しの権兵衛ペーパー……、これ自民党の根回しに使われたと……聞いておりますが……修正すべきポイントと修正が絶対に許されないポイントという二枚の紙がある……修正が許されないポイント……の中には、東京電力に対する支援について勘定区分を設ける場合、会計上、東京電力への支援と認められなくなってしまい、債務超過と認定されてしまい、破たんしてしまうと書いてあるんです。……つまり、これはほかの電力会社から入ってきたお金、これは通常の会計処理をしてしまえば借入れと認定されてしまう、計上されてしまうので債務超過を認めざるを得なくなってしまいます。つまり、わざわざ会計処理の部分、ここの部分を細工してまで債務超過を隠し通しましょうと、債務超過を絶対認めないんだと言っているのがここにある文書じゃないかな……やはりこの時点で、もう既に債務超過と認定されてしまうというふうに書いてあるわけですから、実はもう政府が、東電は債務超過状態なんだということを明確に表している……というふうに思います。しかし、外ではやはり、まだ現状は債務超過じゃないんだということを繰り返される。……債務超過、これを正直に認めて、普通の資本主義、法治国家のように会社更生法で破綻処理、これをしてしまったほうがいいんじゃないか……いかがでしょうか。」

(菅) 「……ただ、今回の場合は、この大事故によるその問題で、その事故そのものがまだ終わっていない、そういう中で、また一般の方に対する巨額の賠償も必要だと。そういった点では、まず被害者に対する賠償がきちんと責任を持って行われる体制をつくらなきゃいけない。そして、事故処理に当たって、何か破綻処理といったようなことがもし先行した場合に、それじゃもう下請、孫請の方もとてもそんな仕事はできないなんということになって、事故処理そのもの、収束そのものに大きなマイナスが出てはこれは絶対にいけない。こういう基本的な考え方から、私は今回の支援機構の法案を政府として出させていただいた……将来の東京電力のどうあるべきかということは、必ずしもこれで100%固定化されたというふうには見ておりません。」

(西) 「……経産省が勝手に私たち立法者の意志に反してこういう行動をしているとすれば、これはもう一切今後経産委員会の審議……に依じるつもりはありません……。一点だけ、区分経理、我々強く求めてまいりまして、……その結果、ご案内のとおり58条で、各社の負担金については各社ごとに計数管理をするということにいたしました。そして、ご案内のとおり附則の6条2項です……一定の時期が来た、賠償の全体を見たときにその負担をどう分かち合うのか。私ども立法者の意思としては、各社の負担は一時的に仮に賠償を優先してそのために使うことがあっても、見直しの時点でそれはしっかり返してもらうということが私たち立法者の意志であります。つまり、区分

経理をしてしっかり返してもらうような措置をこの法律上しっかりとったと
いうことであります。」

(松) 「……西村議員に、……一年後、もし債務超過、やっぱり破綻処理しないという決断に立ったとき、そういう結論が出てしまったとき、本来であれば、東電とか株主とか、若しくは銀行、ここが負担しなくちゃいけなかった部分が国民の負担になってしまった、こういうことが発生してしまった場合、どのような責任を取られますか。」

(西) 「……現時点で将来のことをどうこう言うのは今の時点では適切じゃない……この6条2項の見直しは、……最終的にその賠償額のおおよそが見えてきた段階でそれをどう負担を分かち合うのかという条文でありますし、そこに書いてあるのが、国民負担を最小化する観点から検討を加えて必要な措置を講じるということ……私はその時点で国民負担になるベストの解がおのずから見えてくるというふうに思います。」

(松) 「……一回この賠償支援機構法案が、このスキームが回り始めたら、絶対それはもう無理になってしまう……そのような考え方というのは。だって、交付国債が発行される。お金が一般負担金としてどんどん入ってくる、回り始めるわけですから、このスキームが、その段階で、やっぱりやめよう、ちょっと待てよ、もう一度見直そうと、これをもう一度見直して違う形で処理しようということは、……絶対にあり得ない……。」

(松) 「……この原子力賠償支援機構法案、これを通してしまったら、私、そっちの方向（注：発送電分離とその先の電力自由化）に……引っ張っていくことは無理になる……このスキームで東電もその他の電力会社もがんじがらめになってしまって、……再生可能エネルギー若しくは脱原発、そういったことは全て夢のまた夢になってしまう……そういう意味でも再検討していただければと思います。」

30 8月1日参議院東日本大震災復興特別委員会での（当時の）たちあがれ日本の片山虎之助議員から海江田経産大臣と菅総理大臣への質問と答弁（議事録35～37p）

(片) 「……まだ大きな問題は残っている。……全部見直し条項の附則の6条に持っていった……この附則がよくできている……政府が好きなのところも嫌いなのところもある……好きなのところだけじゃなくて、全部をしっかりとこれから受け止めていただくことを条件……この法案に賛成いたしたい……。」

「……東電の損害賠償をほかの電力会社にも一般負担金で背負わせようということ……何だと言ったら、いや、これは相互扶助のシステムですと……原子炉規制法にも電気事業法にも原子力賠償法にも、どこにも書いていない。電力の広域融通みたいなことはあります……突如出てきている……しかも、これは後追いでしょう。遡って東電のために充てることを狙って、過去に充てるためにできたもので、こんなものは通りませんよ。ほかの電力会社の株主や消費者はみんな怒る。電力料金に上乗せされるかどうかはともかく……おかしいと思いますが、いかがですか……。」

(海) 「この相互扶助ということについては、……一つの会社だけでは、こうした大きな事故が起きた場合、……万々が一起きたときのこともございます。それから、本来でしたらもっと早くからこういうまさに相互扶助の組織はつくっておきべきだったということで、それは遅れたことにはやはり責任はありますが、……株主代表訴訟などについては、そういう御懸念もありましたから、これは法律の附則第3条に、この法律に施行前に生じた原子力損害についても適用するという項目を設けましたので、それはこの法律によって担保されよう……。」

(片) 「……それで見ると、これも見直し条項のところにあるんだけど、何か計数管理は別にあって、将来は返すんですね。……」

(海) 「はい。返していただくということでございます。」

注：その後、訂正。

(海) 「先ほどの訂正で、区分管理といいますか計数管理を、そのまま返すのかという、あれは返しませんから。賠償に使いますから……」

31 8月2日参議院東日本大震災復興特別委員会での自民党牧野たかお議員から海江田経産大臣及び菅総理大臣への質問と答弁（議事録1～2p）

(牧) 「……法案の中で、原発を有する電力会社の一般負担金の想定額がまだ示されておられません。……幾らというふうに想定されているのでしょうか。」

(海) 「……まだ東京電力の福島第一発電所の事故が収束に至っておりません。……全体の枠が分かっておりませんので、……この一般負担金額についても今の時点でおおよそ幾らぐらいだと……申し上げることができません。」

(牧) 「……各電力会社は、……民間会社ですので……掛かる負担金は幾らなのかというのは、……電力会社と話をしなければ困ると思う……想定は幾らかというのはやっぱり決めなければ、この賠償のスキームというのは実行に移すとき思うようにできないんじゃないんですか。」

(海) 「……どういう基準でまさに負担金をお願いをするか……もまだ詰めなければいけない……ので、その意味では、今幾らを想定してということではございません。」

(牧) 「それでは、いつごろその一般負担金をお決めになるんですか。」

(海) 「……八月中にこの機構をスタートをさせたい……、そうした全般的な動きの中でお願いをする金額を決めていきたい……。」

(牧) 「……本来私は、電力会社が、東電以外の電力会社がこの事故の賠償の負担をするという、そのことをちゃんとその枠の中に入れてしまうというのは、……おかしいと思います。電力会社同士が保険的な、要するに保険機構的なものを自分たちでつくってそこからそのお金を出すというならそれは分かりますけれども、これ、政府が要するにつくるその枠組みの中にはなからそういう負担を強いるというのは本来私はおかしいと思います。まあそれはそれとして、この負担金があった場合、私は電力料金が上がってくると思いますけれども、……電力料金上がるのはもう前提としているわけですね。」

(海) 「……電力会社が電気料金を値上げをします場合には、しっかりとした

経営の合理化をやってもらって、そして、こういう形で経営の合理化をやりましたがそれでもこれだけの負担をお願いをするということを経産大臣に対して申請がございますから、改めてその時点でもう一度チェックをしまして、そして、……今回のこの機構法におきましてもやはり国民の負担の最小化ということを大きな原則の一つに掲げておりますので、その原則にたがわないようにしたい……。」

(牧) 「……この事故の賠償というのは、要は東京電力、そして今度修正した中にあるように国が責任を持って賠償するという話でありまして、事故の責任が全くない一般の国民と一般の企業がこの賠償の負担をするというのは私はやっぱりおかしいと思います……」

(海) 「その点はこれまでも議論になったところ……、やはりこの相互扶助、電力会社同士の相互扶助の精神にのっとってこの法律でまさに一般負担金という形でお願いをするわけがございますから、そうした相互扶助の考え方を各電力会社も御理解をいただけたものと思っております。」

(牧) 「……一般負担金を電力会社が持つ中で、今回の事故の全く責任がない一般国民と企業が電気料金値上げという形でこの賠償の負担をするというのはこれおかしいと思いますけれども、総理、どう思いますか。」

(菅) 「これが一般の製造業であれば、……こちらで何か補償があったときに他の会社に一緒をお願いするというのは、それは確かに普通は考えないことだと思います。今回の場合は、やはり原子力発電ということが、もちろん国の責任も大きいわけですが、ベースにありまして、そして、ある部分では原子力発電に伴う例えば最終処分の問題とか再処理の問題とかは共同して、……沖縄は原発ありませんので、沖縄以外の電力会社が共同していろいろな作業をやっているということが私は基本的な考え方の背景にあるというふうに認識をいたしております。……」

(牧) 「……要するに事故に関係のない、責任のない一般国民と一般企業がこの賠償の負担をする、電気料金の値上げということになれば賠償の負担をすることになるんですが、それについてどう思うか……。」

(菅) 「これも、企業が何か間違ったことで賠償しなければならないときに、一般国民あるいは一般消費者がそれを負担するということは一般的にはあり得ない……そういう関係はないと思っております。電力の場合に、……地域独占の形で、そして総括原価方式という形で原価が取られている中で、……たとえ負担を他の電力会社に一般負担金の形でしていただいたとしても、国民負担が最小化、極小化されるように努力をしなければならない、してもらわなければならないというふうに考えておりまして、……国民に何でもかんでも負担を付回せばいいということでは絶対あってはならないと、こう考えております。」

32 8月2日参議院東日本大震災復興特別委員会での自民党佐藤信秋議員から修正案提出の自民党西村康稔議員（現経済再生特命大臣及び内閣府特命（経済財政政策）担当大臣）及び海江田経産大臣及び菅総理大臣への質問と答弁（議事録4～

6 p)

(佐) 「……この機構法案で修正が入りました。国の責任とステークホルダーの責任を入れた。これは被災者の救援、支援を最優先に、……と思いますが、発議者の方からその思いをしっかりと教えていただければ……。」

(西) 「……最終的にこの全体像が見えてきた段階で、賠償が幾らぐらいになるのか、それをどう負担を分かち合うのか、この点についても国民負担を最小化するという観点から必要な措置を講ずることとしておりますので、国は万全の措置をとりますけれども、最終的にはその税金なり電気料金なりの負担が最小になるような措置を講じるということ……、」

海江田大臣とのやり取りを受けて菅総理大臣と。

(佐) 「……とにかく仮払い法案きちっとやりましょうと。本払いがもちろん大事ですが、仮払い。それで、東電ができなければ国が、東電ができないじゃないですね、東電が手が回っていなければとにかく国が払いますと。その払う分は、今度はこの今回議題になっている機構に、原子力損害賠償支援機構に事務の一部を委任することができると、こうしたと。これは大変いいことだと思います……こういうことを大急ぎでやらなきゃ駄目だということで、我が党は仮払いの法案とそしてこの賠償機構に対しての修正案を出させていただいた。これ、実効あるものにしていただかなきゃいけないということをつくづくお願い申し上げたい……。」

(菅) 「しっかり進めてまいります。」

33 8月2日参議院東日本大震災復興特別委員会での自民党若林健太議員から修正案提出の自民党西村康稔議員（現経済再生特命大臣及び内閣府特命（経済財政政策）担当大臣）への質問と答弁、及び海江田経産大臣及び菅総理大臣への質問と答弁（議事録6～7 p）

(若) 「……三つ目にある附則6条2項、……前の二つとの比較で言えば別の意味合いがあると……思います。なぜなら、附則6条2項においては、賠償額の全体が見えてくる、冷温停止などの状況がはっきりする中で、今回の賠償全体の費用負担をどうするのか、全体として見直し、検討をすると……定めているわけで、その際には、東電の私的整理なのか法的整理なのか分かりませんが、そうしたことも含めて、東電、国、他の電力事業会社、株主、ステークホルダー、様々な関係者の責任をどうするのか……を決めるということを示している、……このように理解するわけですが、発議者の意図をお伺いしたい……確認したいと思います。」

(西) 「……委員御指摘のとおり、政府案を衆議院で修正をいたしまして、先ほど御指摘のあった二つの条項、これは東電がこの機構を通じて様々な支援を受けながら賠償を確実にするというときに、そのときにもしっかりと株主初めステークホルダーの皆さんにも協力を求めるということでもあります。さらに、6条2項、今御指摘がありましたとおり、将来いろんな形も想定されると思いますので、最終的に賠償額が見えてきた段階でその負担をどう分かち合うのかというところを、国、東電、そしてその株主を始めとするステー

クホルダー、この中で、その負担の在り方について国民負担を最小化するという観点から最も最適な解をだしていただくということでありますので、その段階にも一定の負担を求めるといふことはあり得べしといふこと……。」

(若) 「本法案の成立によって、……事業者はこの賠償によって債務超過になるといふことはなくなるわけでありませう。しかし、附則6条2項が想定するよふな時期となつて、賠償以外の費用総額、例へば原子炉を廃炉にするだとか、そふう費用が明らかになつたとき、それは今回の賠償とは異なり、一義的には債務として認識をされることになりませうし、これがもしそのときの純資産を上回るよふなことがあれば、当然事業者は債務超過になるといふこともあり得る、こふう認識でよろしいでせうか。……」

(西) 「……全体像どのぐらゐになるのかといふのは今の段階ではわかりませうが、将来はいろんな事態が想定されるものと……思ひませうので、その時点で国民負担を最小化する観点から最もベストの解を選択するといふことになる……。」

(若) 「非常に微妙なところで……すけれども、債務超過になる可能性を排除してゐないと……いふことでよろしいでせうか。……」

(西) 「現時点では、賠償を確実に進めるといふ視点から東電には頑張つていただくといふことで、債務超過になる事態は想定をしておりませうが、将来はいろんな可能性があると……思ひませう。」

(若) 「今回のその支援機構法案……によつて、賠償によつて債務超過にならないけれども、その後のよ々な状況によつてそれは可能性は排除しないといふことを確認させていただきませうました。経産大臣、発議者のこの意図、大臣も同じよふな認識でおられるか、確認をさせていただきたい……。」

(海) 「はい、認識を受け止めたので、私もそふうものだと思ひております。」

(若) 「……7月29日の本院でのみんなの党中西議員……に対する総理の答弁で、この法案の枠組みを前提とすれば東電が債務超過になることは想定してゐないと、……正確には、賠償によつて債務超過になることは想定してゐないと、こふうことではないかと思ひ……そのことでよろしいか……。」

(菅) 「今、発議者からの見解も伺ひました。……東京電力が債務超過になることは現時点ではこの法案の中では想定をしてゐない……。しかし、だからといつて、未来永劫東電が今よふな形態のままであるかどうか……は、……別の問題もありませうので、……予断なく議論すべきだ……。」

34 8月2日参議院東日本大震災復興特別委員会での公明党長沢広明議員から修正案提出の自民党西村康稔議員（現経済再生特命大臣及び内閣府特命（経済財政政策）担当大臣）及び海江田経産大臣への質問と答弁（議事録10～11p）

(長) 「……東電の経営責任あるいはステークホルダーの責任……をはっきりさせるといふ修正がなされましたが、具体的にはどう規定化されたか、その趣旨、狙い……も含めて発議者にお願ひしたい……。」

(西) 「……（附則の）3条の第2項に、……東電がこの機構を使って賠償の

ための資金の融通をするという場合に、まず経営の合理化、そして経営責任の明確化を徹底して行くと、さらに、株主その他の利害関係者に必要な協力を求めなきゃならない……交付国債を使って国の資金を使う際には、機構は東電の協力、東電が利害関係者に求める協力がちゃんとなされているかどうか、これを確認をするという条文も入れさせて……。……最終的に、これは全体の賠償額が見えてきた段階、賠償の状況を見ながら……最終的にその負担をどう分かち合うかと、負担の在り方について考える際には、株主等のステークホルダーの責任も含めて、国民の負担が最小化するように、最も適切な措置を講じると……明記をいたしております。」

(長) 「……法律でこう規定されたからには、法に基づいて政府の十分な監視……が必要……政府はどのように監視しておつもりか……。」

(海) 「……特別事業計画において東京電力の経営の合理化のための方策や経営責任の明確化のための方策、賠償資金の確保に向けた利害関係者への協力の要請を具体的に記載させる……その要請が適切かつ十分なものであることを確認した上で計画を認定する……。」

35 8月2日参議院東日本大震災復興特別委員会での日本共産党山下芳生議員から修正案提出の自民党西村康稔議員（現経済再生特命大臣及び内閣府特命（経済財政政策）担当大臣）への質問と答弁（議事録13～14p）

(山) 「……一つ、東電を債務超過させず存続させることが大前提、二つ、株主やメガバンクの責任と負担を問わない、この二点が修正によって変わるのか変わらないのか、変わるとすればその根拠はどこにあるか……。」

(西) 「……衆議院の委員会での付帯決議の中で、委員会の意思として、平成23年6月14日の閣議決定、……何度でも支援を繰り返し債務超過にしないという文言を含めた政府の支援の枠組みについての閣議決定についてはその役割を終えたものと……私ども認識をし、政府にはその見直しを求めたところであります。……ステークホルダー、いわゆる株主あるいは金融機関の責任について……今回修正によって明確にさせていただきました。……附則の3条2項でありますけれども、……株主その他の利害関係者、……必要な協力と求めなければならないという旨を明記……交付国債を使って支援を求める場合には、これは修正の45条第3項でありますけれども、……ステークホルダーの責任が明確にならない限りはこうした機構の支援を使えないという枠組みになっております。……附則の6条3項でありますけれども、原子炉の冷温停止あるいは賠償の全体像が見えてくる……段階で、おおよそのものが見えてくる……状況において、今回の賠償に係る資金、費用をどういふふうに負担を分かち合うのか、負担の在り方について検討をする、その際に、東電の責任、国の責任、そしてここにも改めて株主その他の利害関係者の負担も明記……その中で負担の在り方を検討する……最もこれが重要な点だと……認識をしておりますが、その際に、国民負担を最小化するという観点からの検討を行って最適な措置をとる……。」

36 8月2日参議院東日本大震災復興特別委員会での当時たちあがれ日本藤井孝男

議員から修正案提出の自民党西村康稔議員（現経済再生特命大臣及び内閣府特命（経済財政政策）担当大臣）への質問と答弁（議事録14～15p）

（藤）「……改めて国民に向けて、どこが政府案と違うのか、この修正案で何が迅速に進められるのか、……その点の違いというものについてお答えをいただきたい……。」

（西）「……一点目は、国の責務を明らかにしたということ……一番重視をしなければいけないのは被災者への賠償を確実に早く進めること……。それから、あわせて、これは他社の負担の件……、他社が負担金を機構に出すわけでありまして、仮に一時的にこれは賠償を優先するという視点からその負担金が賠償に使われたとしても、しっかりと計数管理を行って、各社がどれだけ負担をし、何に使われたかということをしかりと計数管理を行って、将来この負担全体をどういうふうに分かち合うのか、負担の在り方を検討する際に、私どもとしては、他社には今回の事故の負担はさせないという視点からそういう計数管理をさせることといたしました。……将来全体像が見えてくる、冷温停止になって全体像が見えてきた段階で負担をどういうふうに分かち合うのか。そのときに国民負担が最小化するようにしっかりと検討をし、必要な措置を講じるということをしていただきました。」

（藤）「……やっぱり負担金、他社への負担金……ただほかの電力会社に負担だけを求めると言うこと自体もこれ大きな問題があるということ、そこら辺も管理をしかりやるということ……と。」

37 8月2日参議院東日本大震災復興特別委員会でのみんなの党からの（再）修正案への自民党上野通子議員の反対討論（議事録17p）

（上）「……東京電力以外の各電力会社の負担金を今回の事故の賠償に充てる仕組みは残りましたが、これによって大幅な電気料の値上げが行われることのないよう政府に強く求めます。……

38 8月2日参議院東日本大震災復興特別委員会での法案可決後、自民党森まさこ議員からの付帯決議案説明（議事録19p）

（森）「……政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じるべきである。……

二 本法はあくまでも被災者に対する迅速かつ適切な損害賠償を図るためのものであり、東京電力株式会社を救済することが目的ではない。……

四 今回の賠償に際しては、原子力事業者による負担に伴う電気料金の安易な引き上げを回避するとともに、電力供給システムのあり方について検討を行うなど、国民負担の最小化を図ること。……

十 本委員会は、本法の制定に伴い、平成二十三年六月十四日の閣議決定「東京電力福島原子力発電所事故に係る原子力損害の賠償に関する政府の支援の枠組みについて」の「具体的な支援の枠組み」は、その役割を終えたものと認識し、政府はその見直しを行うこと。

十一 本委員会は、本法附則6条第1項に規定する「できるだけ早期に」は、一年を目途と、同条2項に規定する「早期に」は、二年を目途とする

認識し、政府はその見直しを行うこと。……

十三 機構及び政府は、機構の活動状況及び財務状況、特別資金援助を受ける原子力事業者の特別事業計画の実施状況等を国会に対して求めに応じ定期に報告し、機構運営の透明性を担保するとともに、国民負担の最小化や安易な電気料金値上げの回避に努めること。……」

39 8月3日参議院本会議での当時民主党柳田稔議員（参議院東日本大震災復興特別委員長）からの委員会での法案審議の経過と結果報告（議事録1 p）

（柳）「……衆議院におきまして、これまで原子力政策を推進してきた国の社会的責任を明記し、国は、機構がその目的を達することができるよう万全の措置を講ずるものとする事、機構は、特別事業計画を作成しようとするときは、当該原子力事業者の資産に対する厳正かつ客観的な評価及び経営内容の徹底した見直しに加え、当該原子力業者による関係者に対する協力の要請が適切かつ十分なものであるかどうかを確認しなければならない事、政府は、この法律の施行後できるだけ早期に、原子力損害の賠償に係る制度における国の責任の在り方等について、これを明確にする観点から検討を加え、原子力損害の賠償に関する法律の改正等の抜本的な見直しを始めとする必要な措置を講ずること等を内容とする修正が行なわれております。

委員会におきましては、被害者への迅速かつ適切な賠償の実施と具体的な賠償方法、衆議院における修正によって国の社会的責任を明文化した意義とその具体的内容、立法過程における議論を踏まえた原子力損害の賠償に関する法律の見直しの必要性、東京電力による仮払いの現状と政府による評価、本法律案と仮払い法との関係及び仮払い法の施行に向けた準備状況等について質疑が行われました……。」

40 8月3日参議院本会議での自民党岩城光英議員からの委員会での法案への賛成討論（議事録3 p）

（岩）「……本法案を速やかに成立させ、さきに成立した仮払い・基金法と併せ、一日でも早く必要とする全ての方々に賠償が行き渡るようにしなければなりません。……我々自民党は、東京電力以外の電力会社についてはその負担金を今回の事故の賠償に充てるべきではないと主張してきました。与野党協議の結果、当初は他の電力会社の負担金も今回の賠償に充てることになりましたが、当然それは必要最小限であるべきです。また、法律の見直しの際には、この点も含め見直しが行われるべきと考えます。……本法案の附則では、原子力損害賠償の見直し、原子力損害賠償支援機構法の見直し、さらには原子力に関する法律の抜本的な見直しという三段階の措置が定められております。これらについては、政府に着実な実行を求めるとともに、我々も国会の場で厳しくチェックしてまいります。……。」

2. 2014年原子力損害賠償支援機構法を一部改正し原子力損害賠償・廃炉等支援機構法とした（1F廃炉支援を機構業務とした）第186回国会議事録探索から

—未了—

3. 2017年原子力損賠賠償・廃炉等支援機構法を一部改正した（東電に廃炉積立金を積むと決めた。そしてその中で賠償負担金と廃炉円滑化負担金を「議論」した）第193国会議事録探索から

—未了—

4. 他の「過去分」事例との比較から、今回のこの「一般負担金の過去分」ということが考えにくいことについて

(1) 他事例との比較から、傍証として、「一般負担金の過去分」という概念がもしあるとするならば、それは2011年支援機構法制定時においてテーブルに上って取り扱われていたであろう、それがされなかったのは2011年支援機構法制定時の一般負担金というのが過去分そのものであったからだと言えるように思います。

(2) 3つを挙げます。原発費用にはこのように後になって費用認識されるものが多く、それ以前のをどうするかが議論されるケースがあります。

※ この3つの記述は金森教授『原子力発電と会計制度』から得たものです。後者2つは法律になっていますから、後日その国会議事録を読んで自分でも確かめます。

1) 原子炉廃止措置引当金に関わる計上

- ・ 1987年省令化。1988年より費用計上、1989年より電気料金算定。
- ・ この際、1987年以前の「過去分（既発電分）」自体を考えなかった。

2) 特定放射性廃棄物処理費に関わる計上

- ・ 2000年法制化。費用計上と電気料金原価算定が始まる。
- ・ この際、それ以前の「過去分（既発電分）」も2000年から15年間は発電費として計上し電気料金原価に上乗せするとされた。
- ・ ただし、法案審議の中で「新電力事業者の契約者に負担させない。託送料金には含めない。それが公平である」と付帯決議され、託送料金にそれを載せることは無かった。

3) 使用済燃料再処理等既発電費に関わる計上

- ・ 2005年、使用済燃料再処理費用の積立に関して法制化。使用済燃料再処理等発電費とともに費用計上。使用済燃料再処理等発電費は電気料金原価に算定。
- ・ この際、1986年から使用済燃料再処理の費用計上が始まり電気料金原価算定も行われていたものの、使用済燃料再処理業務（具体的には六ヶ所再処理工場建設）は1981年から開始されており、1981年から1986年までの費用計上と電気料金原価算定がされていなかったものを「過去分（既発電分）」＝使用済燃料再処理等既発電費とし、これは自由化後の新電力事業者の契約者からも回収するとし、託送料金原価に算定するとされた。

(3) 以上から、仮に「一般負担金の過去分（既発電分）」なるものを持ち出すとすれば、それは、2011年に一般負担金を法制化した支援機構法においてであったと考えるのが自然です。それを考えたり持ち出したりしなかったのは、法案を出す国も議論する議員も「一般負担金とは東電破綻を避け同時に各社が背任訴訟提起を受けない工夫を施して、そもそも過去に準備してなかった事故賠償に充てる費用を各社にも協力させる仕組みだ」と考えたからであると思います。

※ なお、2016年に経産省が突然「一般負担金の過去分（注：国は自らの理屈からこれを“既発電分”と言いません。“発電容量（能力）分”とします）＝賠償負担金」を持ち出した際に、前例として参照させた「使用済燃料再処理費の過去分＝使用済燃料再処理等既発電費」は法制定時に、その法内容とあわせて設計されたものです。前例とするのであれば、使用済燃料再処理等既発電費と同様に2011年支援機構法制定時に行っておくべき措置であったはずである、あるいは2016年に気づいたからそうするというのであったならば、それは支援機構法の改正として行うべきであったと主張できると思います。事実2017年に賠償負担金を第193回国会で話題にしたのは「支援機構法の一部改正」の中であったわけです。別の内容（東電が事故炉廃炉費用を支援機構に積立すること）は支援機構法改正として取り上げ、賠償負担金のことは法改正として取り上げていません。

※ 更になお、2005年に使用済燃料再処理費用の積立を法整備するさい、2005年以降の原発運転に掛かるものとしての使用済燃料再処理等発電費（電気料金算入）と、1981～1986年の原発運転に掛かるものとしての使用済燃料再処理等既発電費（託送料金算入）という具合に、実際の運転実績と再処理費用（六ヶ所再処理工場の稼働規模）を基に考えていたものだったと思われまます。1F事故賠償に要する費用については、基にするそうした目安は無く、少なくとも1兆円は掛かるだろうぐらいのスタートだったでしょう。あれよあれよと5兆円になり、除染と中間貯蔵あわせて9兆円となる中、2016年に電気事業連合会からの密室での「新電力にも一般負担金相当のお金を負担させてほしい」という要請を受け（2017. 1. 10毎日報道）、2016年11月の電力システム改革貫徹小委員会に、本来別テーマの東電賠償費用増加や経営といった要らぬ情報をインプットし、突如「一般負担金の過去分」という持ち出しを行ったのだと考えられます。

5. 2013年と思われる会計検査院による「原賠支援機構による資金援助業務の実施状況等」報告について

(1) 「一般負担金の過去分」概念の捏造という仮説について、「一般負担金」額あるいは「一般負担金の過去分＝賠償負担金」額算出の無根拠さという視点でいろいろ考えました〈注7〉〈注9〉〈注41〉。加えて、経産省自身が一般負担金額算定に何らかの指示指導をしていて、そこに「一般負担金の過去分」が捏造であること乃至無根拠であることを示す証拠の類となるものがないかを探索しています。

(2) 一つ見つかったのが、2013年会計検査院によると思える「原賠支援業務による資金援助業務の実施状況等」という報告文書です。

1) これを見るにあたり、もう一度支援機構法第39条2項を確認します。

「一般負担金年度総額は、次に掲げる要件をみたすために必要なものとして主務省令で定める基準に従って定められねばならぬ。」

一 機構の業務に要する費用の長期的見通しに照らし、当該業務を適正かつ確実に実施するために十分なものであること。

二 各原子力事業者の収支の状況に照らし、電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営に支障を来し、又は当該事業の利用者に著し

い負担を及ぼすおそれのないものであること。

- 2) 上に定める「主務省令」は2011年8月10日『官報（号外第174号）』にある「（内閣府／経済産業省令第1号）原子力損害賠償支援機構の業務運営に関する命令」と思われます。支援機構法第39条2項以上の詳しさは見当たりません。
- 3) 以上を確認のうえで、2013年会計検査院による「原賠支援業務による資金援助業務の実施状況等」を読むと、「これまでの一般負担金年度総額の決定においては、同法同条同項二号については考慮されているものの、一号については、事実上機能していない。」と記載されています。また、支援機構自身が「23、24両年度における一般負担金年度総額を定めるに当たっては、東京電力に対する資金交付を行っている状況下では、収納した負担金が機構の損益計算を通じた利益として国庫に納付される状況が今後もしばらく続くため、一号の要件は事実上機能していないとしている。」とのことです。

※ 上は、当時の一般負担金年度総額1,630億円を言っていますが、この額は2019年度現在も同額ですから、現在まで同じことが言えます。加えて、経産省が2016年11月に提示した「一般負担金の過去分の総額3.8兆円」や、「（それから2020年3月までに拠出される一般負担金額を控除して2020年4月から徴収しはじめる）賠償負担金総額2.4兆円」は、いずれも一般負担金年度総額1,630億円を計算の基礎にしていることから、「一般負担金の過去分＝賠償負担金」とされるものの決定についても、同様に「支援機構法第39条第2項一号に定める要件は機能していない」と言い得ます。

- 4) つまり、一般負担金年度総額1,630億円というものの決定は、二号の要件によるもので、簡単に言えば原発事業者にもその利用者にも容認できるものとして行われているにすぎません。そして、いわば、任意・随意の金額です。
- 5) そのような何の確たる根拠のない金額を計算の基礎として、一般負担金の過去分総額3.8兆円、そのうち賠償負担金総額2.4兆円という決められ方がされ、それを託送料金に上乗せするとしています。これは本当に不合理と言えないでしょうか。

6. こんな主張もできると考えています。「原子力事故（1F事故）損害賠償の備え」とされるものの各法律を並べたときに見えると思う問題点です。

(1) 3つを並べてみました。この「1階、2階、3階」という言い回しは経産省自身が行っています。

1961年	2011年	2017年
<u>1階が原賠法による1,200億円</u>	<u>2階が原賠・廃炉支援機構法による国庫支援と東電の特別負担金と各事業者の一般負担金</u>	<u>3階が賠償負担金総額2.4兆円</u>
	・ 「一般負担金」納付を原子力事業者の義務として <u>法定</u> した。	

- ・ 原子力事業者がそれを電気料金として電気利用者（国民）に負担させるかどうかは任意とした（中国電・北陸電は負担させていない）。

☆ 現在、原子力事業者の電気をもらわない新電力事業者の電気利用者（国民）は「一般負担金」を負担していない。

- ・ 「一般負担金の過去分」とされる「賠償負担金」を接続供給の相手（新電力事業者）から回収することを一般送配電事業者の義務として省令化した。
- ・ 新電力事業者がそれを託送料金の一部として電気利用者（国民）に負担させるかは任意とした。

☆ 2020年以降に、「賠償負担金負担」を負担させる場合、現在は「一般負担金」を負担していない新電力事業者の電気利用者（国民）は法に基づかず新たな負担を求められる。現在「一般負担金」を負担している原子力事業者の電気利用者（国民）も、法に基づかず負担が上乗せされる。

(2) 上のように並べた場合、2020年度以降の「賠償負担金」の上乗せは、新電力事業者の契約者にとってだけでなく、原子力事業者の電気をもらう契約者にとっても、つまり国民全体の財産権の侵害となるおそれが十分にあるものということが浮き彫りになるように思います。

なお、以上の「賠償負担金＝一般負担金の過去分」捏造探索と別テーマですが、「廃炉円滑化負担金」の方は、本来事業者が廃炉の社会的・経済的責任を行っていたものを先ず2013、2015年の省令（廃炉会計制度）で国民責任に転換させ、つづいて2017年の省令（廃炉円滑化負担金制度）でその維持固化を図るといふ、二重の違法性があること〈注48〉、つまり廃炉については何ら法律に基づかず原発事業者優遇を始めていることを、今後議論が深められるようにしたいと思っています。

以上